

東京都として国民健康保険料（税）の負担軽減のための財政出動等を求める意見書

平成30年度から「安定的な財政運営の規模」を確保するためとして、国民健康保険の財政運営の主体を都道府県に移す制度改定がスタートする。都道府県は、国民健康保険事業に必要な費用を区市町村に「納付金」として割り当て、区市町村はその金額をもとに住民に国民健康保険料（税）（以下「国保料」）を賦課・徴収する。また、都道府県は、区市町村ごとの「標準保険料率」を公表し、区市町村はこの数字を参考にしながら国保料を決めることになる。

昨年秋から各都道府県は新制度導入に向けての試算を行い、五つの道府県が仮算定値を発表しているが、多くの区市町村で大幅な国保料の引き上げとなる可能性が示されている。

一方、厚生労働省が昨年4月に策定した「国保運営方針のガイドライン」では、国民健康保険財政の赤字の解消が強調されており、区市町村の自主判断による「国保料の負担緩和」などへの繰入れは、計画的に削減・解消することを打ち出している。

しかし、ほとんどの区市町村では高額すぎる保険料負担を軽減するため、国民健康保険事業会計への赤字繰入れを一般会計から行っており、これを削減・解消することは、住民へ大きな負担を強いることになる。

いま国民健康保険制度の改革に求められているのは、年金生活者や非正規労働者など低所得者が大半を占める医療保険でありながら、事業者負担がないために高額な国保料にならざるを得ない、という構造的課題点を直視し、抜本的な改革を進めることである。

よって、保険者となる東京都においては、都道府県化にあたって、社会保障制度としての国民健康保険事業制度を堅持し、都民負担の軽減のため以下の点を実施するよう強く求める。

記

- 1 東京都が試算した「納付金」「標準保険料率」等の内容を都民に明らかにすること。
- 2 国に対し、国民健康保険への国庫負担率の引き上げを求めること。また都として、国保料の大幅な引き上げにならないよう財政措置を講ずること。
- 3 多子世帯の国保料軽減策を都として進めること。
- 4 区市町村の「国保料軽減」などのための独自の繰入れについては、これを尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月28日

東京都羽村市議会議長 馳 平 耕 三

東京都知事 あて